

堺市教職員懲戒等審査会 審査概要

1 日時

令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 2 時 00 分から午後 3 時 40 分まで

2 場所

堺市役所高層館 10 階 教育委員室

3 内容

案件	事案概要	答申結果
1	令和 8 年 3 月 14 日（土）午前 2 時頃まで南海高野線堺東駅近くの飲食店で飲酒した後、午前 4 時頃、堺市南区内において自転車を蛇行運転していたことから、巡回中の警察官に職務質問を受けた後、任意同行を求められたもの。 警察の捜査を受けた結果、当日午前 2 時 40 分頃、堺東駅近くの時間貸し自転車駐輪場に無施錠で駐輪されていた自転車の駐輪代を精算し、窃取したことを認めた。同年 7 月 16 日（木）に窃盗の容疑で書類送検され、同年 7 月 22 日（水）に不起訴処分となった。	停職 6 月
2	令和 8 年 7 月 15 日（水）午前 7 時 45 分頃、通勤電車内で、面識のない 10 代の女性の太ももを触り、私服警官に呼び止められ、任意同行を求められたもの。 同日、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で逮捕され、上記の痴漢行為のほか、同年 5 月上旬以降に 3 度ほど、朝の通勤電車内で揺れに乗じて同じ女性に身体を過度に密着させたことを認めた。同年 8 月 4 日（火）に処分保留で釈放された。	停職 6 月